

注意事項:本誌は、Deloitte Touch Tohmatsu Limitedが2020年1月に発行した原著をデロイト トーマツ グループが翻訳し、2020年3月に発行したものです。和訳版と原文(英語)に差異が発生した場合には、原文を優先します。

**2020年アジア太平洋金融規制見通し  
金融サービスの信頼再構築**

2020年1月

**CENTRE for  
REGULATORY  
STRATEGY  
ASIA PACIFIC**

# 規制上のライセンスと社会的ライセンス

金融規制基準が引き上げられ、国民からの信用回復の兆しが見えてきたとはいえ、金融業界への信頼は依然として低いままです。

金融危機以降の金融規制改革の多くは、金融機関が業務を行う上での「規制上のライセンス」、すなわち金融機関が守るべき基本的なルールと法令に関わるもので、金融機関に対する規制当局からの単なる期待にすぎません。

ここで疑問が生じます。金融機関が規制上のライセンス強化に多大な労力を費してきたにもかかわらず、なぜ金融業界への信頼はこれほどまでに低いのでしょうか？

それは金融機関が「社会的ライセンス」を取り戻すまでにはまだ為すべきことが多数あるためです。

社会的ライセンスは、良い行動を推進するための健全な企業カルチャーの構築に関わり、その維持には組織における適切なガバナンスと説明責任が必要です。例えば顧客個人データを適切に保護し、そのデータを人工知能(AI)などの最新技術に入力する際は倫理的に処理する等、顧客に正しい対応をすることです。さらに、金融包摂やサステナブルファイナンスなどの先見的な取り組みによりコミュニティと社会を強化することも求められます。

2020年度の金融規制見通しでは、今後1年間、アジア太平洋地域の規制当局が金融機関の社会的ライセンスにどのように注目するかについて探り、金融機関の内部業務に与える影響、テクノロジーの活用方法、顧客・社会全体へのかかわり方、金融機関がこれらの課題にいかに対処すべきかを考察します。



## 規制上のライセンスと社会的ライセンス

国際的改革の進展

行動と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの  
利用

人工知能(AI)

金融包摂(Financial  
Inclusion)

ESGを理解し、  
統合する

お問い合わせ先

# 国際金融規制改革の進展 – 市場の分断

国際レベルの改革を各国レベルに適用するケースにおいて、特にアジア太平洋地域では市場の分断の影響を受けやすい問題があります。



2017年12月公表のバーゼル 改革最終合意は、2022年1月1日から適用開始予定です。各国は最善を尽くしているものの、過去には遅延や実施状況のばらつきも発生しており、改革最終合意がスケジュール通りに整合的に実施されるかは不透明です。

市場の分断はバーゼル委員会参加国の多いアジア太平洋地域で特に問題となります。日本が議長国を務めたG20では、市場の分断が特に調査を要する課題として取り上げられ、これに対して金融安定理事会 (FSB) が2019年6月にレポートを公表しました。FSBのレポートは、国家間で規制が異なると、「経済ショックの他国への伝播が軽減され、国レベル・世界レベルでの金融市場のレジリエンスが強化される」ため、ある程度の市場分断は有益になり得ると指摘しています。しかし市場の分断が世界レベル・国レベルでの金融の不安定化、市場の流動性低下、規制逃れの助長につながりかねないという懸念もあります。

## 実施期限到来済基準の実施状況 (2019年3月現在)

	期限	法規制または法規制案を作成した国の数	バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) のアジア太平洋地域の参加国で法規制または法規制案が未作成の国
総損失吸収力保有 (TLAC)	2019年1月1日	27カ国中19カ国	オーストラリア、中国、インド、インドネシア、韓国
大口与信規制 (LEX)	2019年1月1日	27カ国中24カ国 (最終法規制を作成したのは9カ国のみ)	日本
銀行勘定の金利リスク (IRRBB)	2019年1月1日	27カ国中23カ国	オーストラリア*
安定調達比率 (NSFR)	2018年1月1日	27カ国中26カ国 (最終法規制を作成したのは11カ国のみ)	

Source: BCBS

\*第1の柱の改定中– 健全性基準 APS 117の草案が2019年9月に公表された

規制上のライセンスと  
社会的ライセンス

国際的改革の  
進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの  
利用

人工知能 (AI)

金融包摂 (Financial  
Inclusion)

ESGを理解し、  
統合する

お問い合わせ先

# 国際金融規制改革の進展— 新たな監督領域

国際的な監督機関は新たなリスクが世界の金融安定性に及ぼす影響に対して関心を強めています。金融テクノロジーの進化(フィンテック)やオペレーショナルレジリエンス、また、気候変動関連リスクが直近の議論で取り上げられています。これらは2020年、そしてそれ以降も引き続き重要なトピックになるでしょう。

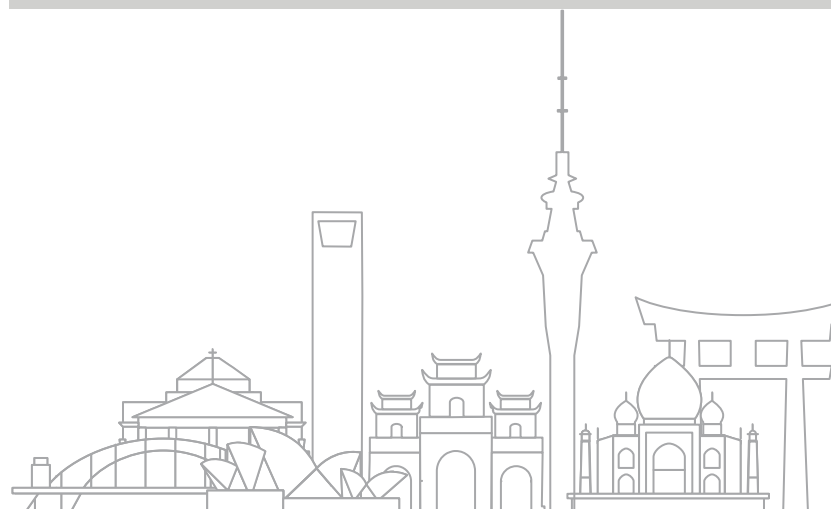


## リスクと監督の新たな領域

- **暗号資産**：暗号資産市場は、現時点では比較的小規模で、銀行の直接的なエクスポージャーは限定的です。しかし暗号資産は政府の信用を基礎とする法定通貨ではないため、BCBSは暗号資産に「価値の交換や貯蓄手段としての信頼を置くことは安全とは言えない」と考えています。BCBSはこの点に関し、企業にデューデリジェンスの実施、適切なガバナンスとリスク管理の整備、現地監督当局との密接な連携を推奨しています。

- **気候変動が金融面に及ぼす影響の軽減**：これは世界中の規制当局が、新たに取り組んでいる課題です。気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の2019年のステータスレポートは、気候関連財務情報は開示が増加しているものの、まだ投資家の多くにとって十分な水準ではないと指摘しています。開示データが標準化されていないことが多く比較が難しいため、投資判断に組み入れることが困難です。同様に、企業が気候変動に対する自社のレジリエンスの検証に用いたシナリオを開示しないケースも多数見られます。気候変動関連リスクの潜在的影響に関する明確な開示が求められています。

- **オペレーショナルレジリエンス**：BCBSは、オペレーショナルレジリエンスを現在の作業プログラムで最終決定が必要な政策イニシアティブでありながら、未処理のまま残されている1つとして挙げています。英国の金融規制当局(イングランド銀行、健全性監督機構、金融行為規制機構)は、2018年7月、オペレーショナルレジリエンスについての共同報告書を公表しました。この報告書には、経営幹部が留意すべき重要事項のリストが記載されています。そのリストには次のような事項が挙げられています。業務中断は起こると想定する。自社の最も重要な業務のレジリエンスに焦点を絞る。衝撃許容度を設定する。その許容度の限度内に留まるための能力を検証する。英国のこれら3つの規制当局は、2019年12月5日に、オペレーショナルレジリエンスに関し、一連のコンサルテーションペーパーを公表しました。



規制上のライセンスと社会的ライセンス

国際的改革的進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの利用

人工知能(AI)

金融包摂(Financial Inclusion)

ESGを理解し、統合する

お問い合わせ先

# 国際金融規制改革の進展 - 結論

アジア太平洋地域では多くの金融機関が複数の法域で事業を展開しています。これらの金融機関にとってバーゼル 改革最終合意の実施は難しい課題となるでしょう。遅延や実施のばらつきが発生すれば市場の分断が深刻化することも考えられるため、金融機関は状況を注視する必要があるでしょう。また、国際監督機関の注目の対象はバーゼル 改革から、暗号資産、オペレーショナルレジリエンス、気候変動関連リスクなどの他のトピックに移っています。

## 留意すべき重要事項

### 準備

現地規制当局の実施スケジュールに沿って、バーゼル 最終規則実施の準備をします。

### 強化

バーゼル の国際基準では捕らえられないリスク（いわゆる、非財務リスクなど）に備え、内部リスク管理を強化します。



### 監視

現地当局の実施計画を監視します。現地当局の実施計画は、自国の規制当局のスケジュールとは異なる可能性があります。

### 対応

気候変動や暗号資産に関連する規制要件など、新たに生じる規制要件に対応します。

規制上のライセンスと社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの利用

人工知能 (AI)

金融包摂 (Financial Inclusion)

ESGを理解し、統合する

お問い合わせ先

# 行為と文化— 継続する議論

市場での不祥事が注目を集め、世界レベルでも地域レベルでも、規制当局はガバナンスに関わる構造的問題に対する規制を強化しています。消費者からの信頼は低迷しているなか、企業文化と行為が「to-do (やるべきこと)」リストから消えることはありません。正しい文化をつくりあげ、それが良い行為を牽引する、これは今までも将来も変わらず困難なことです。



オーストラリアの王立委員会が公表した調査報告書を契機に、アジア太平洋地域では、行為に対する規制アプローチに関する議論が活発化しました。オーストラリア健全性規制庁 (APRA) のウェイン・バイヤース長官は、健全性を管轄する規制当局は従来以上の取り組みが求められていると指摘しました。

*"王立委員会の報告書から得られた教訓は、我々がガバナンス (CPS510) およびリスク管理 (CPS 220) の基準を見直し、強化する必要があることも示唆しています。我々はこれらの課題に更なる規制資源を投入すべきであり、これらは銀行の資本や流動性と同様の中核的能力とならなければなりません。"*

王立委員会の報告書の最大の成果は、おそらく報告書で為された提言それ自体ではなく、新たなパラダイムへの転換をもたらしたことでしょう。そのパラダイムは、より厳格で能動的な規制、より高い社会からの期待、前向きな簡略化と企業分割による中核サービスへの新たな注目を特徴とします。

アジア太平洋地域では規制当局がオーストラリアの事例に注目し、そこから教訓を引き出そうとする傾向が見られました。これは特に、ニュージーランドやシンガポールなどで顕著でしたが、日本ではそれほど目立つ動きはありませんでした。いずれの場合も、組織文化に対する規制監督に関するアプローチや技能の向上につながるものとして注目を集めました。



規制上のライセンスと  
社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの  
利用

人工知能 (AI)

金融包摂 (Financial  
Inclusion)

ESGを理解し、  
統合する

お問い合わせ先

# 行為と文化- 結論

英国等で新たに出現している論点に目を配ることも重要ですが、アジア太平洋の多くの地域では、引き続きより根本的な行動に注意を向ける必要があると考えられます。



## アジア太平洋以外の地域で出現しているトレンド

**目的** - 企業のミッションステートメント以上のものに関心を持ち、企業が実際に成し遂げようとしていることに目を向けます。

**「上司の姿勢」** - 従業員の大半は組織文化と行為に関して、経営幹部や取締役よりも、直属の上司の意向を参考にするため、「トップの姿勢」の効果には限界があることを認識します。組織のあらゆる階層で管理職立場にある者(上司)が、経営幹部が発する重要なメッセージを反映させ推進できているか、という点に関心が寄せられています。

**ダイバーシティ&インクルージョン** - 誰が取締役会メンバーや経営幹部であるか、そして、誰が議論を支配しているかは重要な問題です。規制当局は反対意見の表明や活発な議論が行われているかについて関心を深めています。これはグループに多様な考え方や経歴を持つメンバーがいれば難しいことではありません。この問題は企業の上層部だけではなく、全社的に重要です。

**率直なコミュニケーション** - 従業員が報復や過剰反応を恐れることなく、意見を表明し、誤りを認めることができると思える文化が醸成されれば、組織の下から上への問題報告が円滑になります。恐怖心を通して不正行為を抑しようとするれば、取締役会は何も見ることができないも同然になり、事業の最前線で現実に行っていることを理解し評価することが難しくなります。



## 留意すべき重要事項

### アジア太平洋地域にも引き続き関連性のある根本的なアクション

- 行為リスクを自社のより大きなリスクアペタイトフレームワークに**組み込む**
- 行為管理、およびそれを自社のビジネスモデルと戦略に整合させることに、取締役会と経営幹部が**確実に関与する**
- 時点ごとの調査、ベンチマーキング、掘り下げた面接、その他綿密なコミュニケーションにより、行為管理の有効性を**継続的に評価する**
- アジア太平洋地域およびその他の地域における、規制当局の不祥事へのアプローチについて情報を**収集し**、同様の状況が回避できるようにする

規制上のライセンスと社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの利用

人工知能 (AI)

金融包摂 (Financial Inclusion)

ESGを理解し、統合する

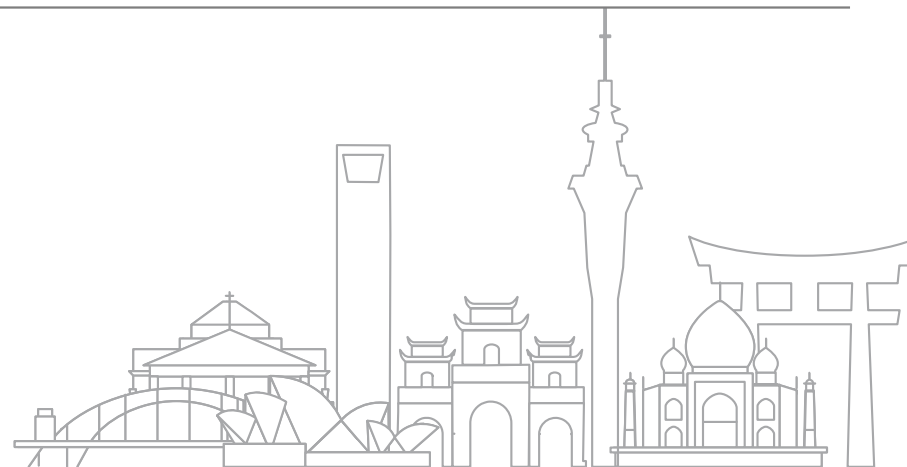
お問い合わせ先

# ガバナンス – 各国の個人説明責任制度

アジア太平洋地域では、規制当局はガバナンス構造の向上を目指し活発に行動してきました。例えば、この地域には個人の説明責任に関して3種類の制度があります。オーストラリア、香港特別行政区で実施中のものと、シンガポールで公表されたものです。この点でアジア太平洋地域の金融機関と規制当局の意見はガバナンスに関する世界での議論にとって重要です。

オーストラリア 銀行役員説明責任制度 (BAR)	香港特別行政区 担当管理者制度 (MIC)	シンガポール 個人の説明責任および行為に関するガイドライン (IAC)
大手認可預金受入機関 (ADI) を対象に2018年に導入、2019年には小規模ADIにも適用が拡大。	2017年10月導入。	ガイドラインは2019年末までに最終化される見込み。
企業の特定の領域に関し説明責任を負う取締役および経営幹部が対象。	経営幹部対象。	企業の経営幹部を対象とするが、従業員全体にも適用される。
銀行の中核業務に関し個人に説明責任を課すことが主な重点。	経営幹部の説明責任を明確化し、それを割り当てる。	経営幹部個人の説明責任だけでなく、全従業員、特に重大なリスク機能の担当者の行為も対象となる。

2019年にアジア太平洋地域で注目を集めたガバナンスの2領域は 経営幹部および取締役の説明責任と報酬体系でした。経営幹部と取締役会の説明責任制度の強化は地域全体で加速していますが、同じものはありません。それが多国籍企業の経営幹部にとって課題となる可能性があります。



規制上のライセンスと社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの利用

人工知能 (AI)

金融包摂 (Financial Inclusion)

ESGを理解し、統合する

お問い合わせ先



# ガバナンス – 結論

コーポレートガバナンスで十分な成果が達成されることへの期待が高まる中、企業がガバナンスプロセスをより有効なものとするには以下のトレンドや論点に対応する必要があります。

## 留意すべき重要事項

- **取締役会の責務遂行能力**：取締役会の責務履行の有効性への注目が高まっています。特に、取締役会の構成は多様性、独立性、その能力への社会からの期待に関連して、詳細な検証がなされます。企業はまた、複数の取締役会のメンバーを兼任している取締役が適切に職務を履行する能力を有しているか否かを十分に評価する必要があります。
- **ステークホルダーへのアプローチ**：取締役会の責務は既に、株主への利益還元を超えて拡大しており、規制当局は企業と顧客や社会との間の相互交流に注目しています。将来にわたりコーポレートガバナンスを効果的なものとするには社内外の複数のステークホルダーに配慮し、自社のミッション、ビジョン、価値がステークホルダーの利益に沿っているかを評価する必要があります。
- **データ利用の増加**：取締役の責任の増大および説明責任の高度化に伴い、経営陣と取締役会間の情報の非対称性は是正が従来以上に重要になっています。企業は次のように問いかけるべきです。取締役会はどのような決定を行っているか？そして、その決定を行うためにどのようなデータが必要か？
- **開示の向上**：社会的課題が消費者と取締役の双方にとって重要性を増しており、企業、企業情報開示の一環としてこれらの課題への取り組みを明らかにすることを期待されるでしょう。規制当局、社会、投資家は、企業がこれらの課題に効果的に対処しているという、より確かな証拠を求めています。
- **取締役会、リスク、監査を超えた領域へ**：コーポレートガバナンスでは従来、ガバナンスの強化に当たっては、主要当事者3者に重点を置いていました。取締役会、リスクおよびコンプライアンス部門、内部監査部門です。規制当局の関心の焦点が健全性から不正行為に移るのに伴い、コーポレートガバナンスの対象領域が企業組織全体に拡大し、経営陣や従業員に対する要件や企業文化や行為の有効性も含まれることになるでしょう。

規制上のライセンスと  
社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの  
利用

人工知能 (AI)

金融包摂 (Financial  
Inclusion)

ESGを理解し、  
統合する

お問い合わせ先



# プライバシーとデータの利用- 地域内での制度の分断

プライバシー保護制度は主要領域ではある程度取れんしているものの、アジア太平洋地域内では制度が分断されており、複数の法域で事業展開している企業にとっては問題となっています。



アジア太平洋地域では主要なプライバシー保護法令の改正の大半は完了していますが、2020年には、EUの画期的な一般データ保護規則(GDPR)の影響を考慮すればなおのこと、地域全体で多くのプライバシー保護制度の修正が継続すると見られます。

例えば日本では、個人情報保護委員会が法令を3年ごとに見直し、その際に海外のベストプラクティスや技術の変化を考慮に入れて見直す仕組みが制度に組み込まれています。同様に、韓国では、データ保護分野での進歩を取り入れて技術的な修正を行うよう、プライバシー保護制度を整備しようとしています。

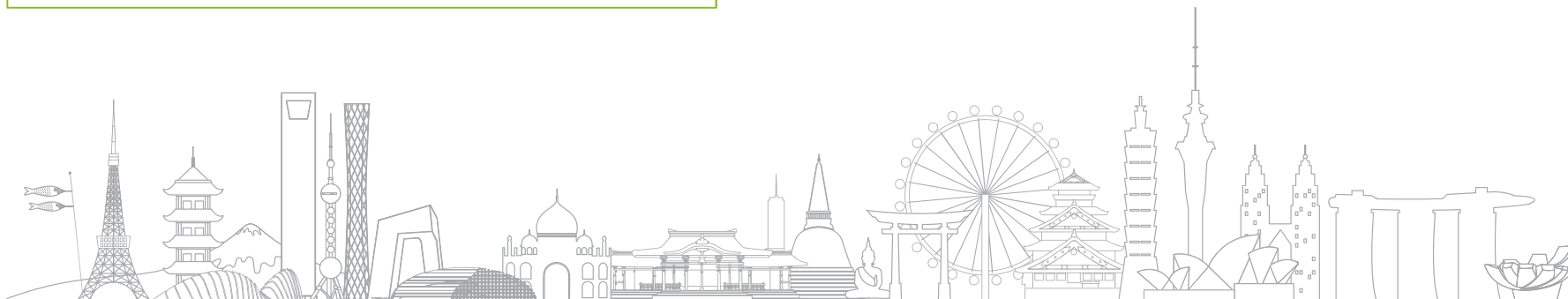
最後に規制当局や政府はデータローカライゼーションに向けて動くと考えられます。これによりデータの複製を当該法域に物理的に所在するサーバーに保管することが求められ、また一定の厳格な条件に従わなければデータの越境移転が禁じられることになるでしょう。

主要な規制改革が完了済 - 多くは、異なる法規制の統合、または、従前の法規制を完全に新しいものに置換

オーストラリア  
中国  
香港特別行政区  
日本  
マレーシア  
シンガポール  
韓国  
台湾  
タイ

主要な規制改革が進行中

インド  
インドネシア  
ニュージーランド



規制上のライセンスと社会的ライセンス

国際的改革的進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの利用

人工知能(AI)

金融包摂(Financial Inclusion)

ESGを理解し、統合する

お問い合わせ先

# プライバシーとデータの利用 – データローカライゼーション

国境をまたぐデータ共有は、データローカライゼーションに向けて勢いを増しているトレンド、すなわち特定のデータを保管すべき場所や国を政府が決定するというトレンドにより、将来、重大な影響を受ける可能性があります。



## インド

- インドの個人データ保護法案はインド国民の個人データの複製はインド国内に保管することを求めています。
- 越境移転の承認には一定の条件の遵守が必要です。
- 重要個人データに分類される一定のデータはインド国内のサーバーで処理する必要があります。



## 中国

- 中国のサイバー空間管理局は2019年6月から7月にかけて「個人情報越境移転の安全性評価に関する措置」案について、コンサルテーション期間を設けました。
- ディスカッションペーパーの注目点:
  - 「個人データ」と「重要データ」の違いの明確化: 個人データとは個人や主体を特定できるデータであり、重要データとは重要インフラや「公共の利益」に関するものです。
  - データ移転: 海外に移転されるデータに対しては、当該データ移転が中国の国家安全保障に影響を与え、社会を危険にさらし、秘密データを明らかにするものではないかを検証するために安全性評価を行わなければなりません。以前は重要情報インフラ運営者のみがこの手続きの対象でしたが、現在はネットワーク運営者すべてがこの評価を受けなければなりません。



規制上のライセンスと  
社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーと  
データの利用

人工知能 (AI)

金融包摂 (Financial  
Inclusion)

ESGを理解し、  
統合する

お問い合わせ先

# プライバシーとデータの利用 - 結論

プライバシー保護制度と顧客からの期待は2020年を通じて、そしてそれ以降も、進展を続けるでしょう。企業はプライバシー保護に関し、先見的アプローチを取る必要があります。

## 留意すべき重要事項

- **アジア太平洋地域の規制の多様性から生じる影響を理解する**：アジア太平洋地域ではプライバシー保護法令への多様なアプローチが見られます。各法域の法令には、特有の権利、義務、法益があります。当地域の規制当局は、国内に保管されるべきデータ、海外に移転可能なデータについて今後も判断していくでしょう。
- **新たに出現するテクノロジーがどのようにデータを利用するかに注意する**：技術進歩が続く中、どのようにデータが利用され、どのようにプライバシーが保護されているかがさらに重要になるでしょう。当地域では規制の進展が、各国・地域のアプローチや法的枠組みに影響を及ぼし、企業にとっての課題となる可能性があります。
- **プライバシー保護を計画に組み込むことを標準とする**：成熟したデータ機密性保護の枠組みには信頼の形成が不可欠です。個人データ保護を包括的なものにするためにはトップダウンのアプローチを取ることが鍵となります。これにより、どのようなプロジェクトであっても、当初からプライバシー保護を計画に組み込むことを中心にすることが可能になります。その結果、事業面でも組織面でも良好な成果が得られるでしょう。またデータの不正使用や不適切な共有が防止されているという信頼にもつながります。
- **良い管理者になる**：必要なデータのみを収集・保管しその正確性を確保し、顧客が承認した方法でのみ共有・利用する（例えば、データ分析では二次的利用に同意を得ているか否かを確認する）ことはすべて個人データの良い管理者であるために重要な事項です。
- **新たなデータ保護技術を検討する**：アジア太平洋地域の規制当局はプライバシー保護制度を定期的に見直し新たなデータサイエンス技術などのプライバシー保護への新しいアプローチを取り入れることに関心を寄せています。企業もこれらの新しい技術を検討し、より広範な必要性への対応に適した新技術を導入すべきです。
- **組織内の人材の能力を向上させる**：データの重要性とデータの新しい利用方法は今後も増大の一途をたどると見られます。企業内のあらゆる階層でプライバシー保護制度により課される法的義務が確実に理解され、収集されたデータが倫理的に利用される必要が生じるでしょう。上級経営幹部、特にCOO（最高業務責任者）にはこの分野における能力と適切な考え方が求められます。

規制上のライセンスと  
社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーと  
データの利用

人工知能 (AI)

金融包摂 (Financial  
Inclusion)

ESGを理解し、  
統合する

お問い合わせ先

# 人工知能(AI)– 現状

新たに出現しているテクノロジーとデジタルトランスフォーメーションが金融業界の状況を変化させています。



規制当局は人工知能の利用に対し、通常、プリンシプル・ベースのアプローチを取り、リスク管理の健全性とイノベーションのバランスを取ってきました。規制当局と市場参加者の双方が今後もこの柔軟なアプローチを重視すると見られます。

多様なデータの活用が 人間の知能を模倣した、3つの主要機能を中心に展開しています：



**視覚認識** – 対象物やシナリオを識別し、意味を抽出し、例えば、認識した対象物をあらかじめ定義されたカテゴリーに分類する能力。



**音声認識と自然言語認識** – 文書を理解(自然言語処理(NLP))し、および/または、人間の音声を生成(自然言語生成(NLG))することにより、人とコミュニケーションする能力。



**機械学習** – パターンを識別し新しい情報に基づいて予測を更新する能力。



## 人工知能(AI)の利用について考える際に、指針となる質問

- 規制当局は、人工知能の利用によりどのようなシステム上の脅威や脆弱性が新たに発生すると予想しているか？
- 人工知能を事業に取り入れる企業に対して規制当局が期待するものは何か？
- 規制対象の企業が利用する技術の高度化に対応するには規制当局自体がどのように変わらなければならないか？

規制上のライセンスと社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの利用

人工知能(AI)

金融包摂(Financial Inclusion)

ESGを理解し、統合する

お問い合わせ先

# 人工知能 (AI) – アジア太平洋地域の規制当局の見解

アジア太平洋地域では先進認知技術の利用に関する規制当局の能力に差異が生じ、異なるアプローチが取られるでしょう。



アジア太平洋地域では人工知能の利用を効果的に監督する規制当局の能力に大きな差異が生じるでしょう。例えばシンガポール通貨監督庁 (MAS) は、人工知能の利用について微妙な点まで理解しており、その利用を監督する能力を向上させることに協調的なアプローチを取っています。MASは2018年後半に人工知能とデータ分析の利用で、公平性、倫理性、説明責任、透明性の向上を目的とする原則 (FEAT) を公表しました。



## 公平性

AI主導の決定は正当化が可能でなければならず、そのような決定に用いた入力データやモデルについては定期的に**正確性および妥当性**を確認し、個人または集団へのバイアスを最小限にしなければなりません。



## 倫理性

AI主導の決定すべてには、**少なくとも**、従業員に適用される倫理基準 (すなわち、企業の価値観、行動基準、ミッションステートメント) と同程度の倫理基準が適用されなければなりません。



## 説明責任

AI主導の決定すべてについて、能力のある人員に**明確な責任とオーナーシップ**を割り当てなければなりません。厳格な承認プロセスを設定し、AIの利用に適用し、影響を受けるデータ主体が調査や判断の見直しを要求する方法を整備しなければなりません。



## 透明性

AI主導の意思決定の背後にある論理的根拠に関して公開する**情報に求められる適切な水準**を決定するには配慮が必要です。要望に応じてデータの種類とAI主導の決定の結果に関し、明確な説明を行う必要があります。



## 規制当局の注目領域

- 人工知能を利用することで意思決定方法が改善しているか (取引のモニタリングなど) ?
- フィードやアルゴリズムにどのようなデータが使われているか? プライバシーはどのように保護されているか? データは、時間の経過とともにどのように変化しているか?
- アルゴリズムのアウトプットを理解、確認することは可能か? アルゴリズムは時間の経過とともにどのように変化しているか?
- 担当者が人工知能の利用について理解し、承認し、責任を持つことができるユーザーインターフェースが整備されているか?

規制上のライセンスと社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの利用

人工知能 (AI)

金融包摂 (Financial Inclusion)

ESGを理解し、統合する

お問い合わせ先

# 人工知能(AI)- 結論

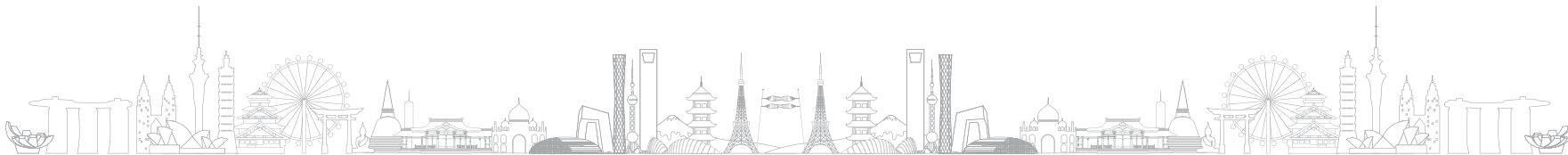
金融業界は2020年以降、リスク管理の健全性と将来の規制の変化を念頭に置き、実効的かつ統制された方法でAIのリスクに対応する必要があります。

## 留意すべき重要事項

**ガバナンス**：トップの姿勢と上司の姿勢の双方が極めて重要です。企業が最初に拠り所とすべきは自社のリスクアペタイト・ステートメント(RAS)です。十分な柔軟性を備えるには、プリンシプル・ベースのアプローチが鍵となります。説明責任、透明性、倫理性などの概念については議論の余地はないと考えるべきです。AI関連リスクの担当部署に関し、あらかじめ決定したエスカレーション方法も含め、ステークホルダーの合意が必要です。組織構造を適切な水準で多様化するためにはAIの専門スキルが必要です。しかし既に人材不足に陥っている業界ではこのスキルを備えた人材の採用は困難になる一方です。

**テクノロジー導入のライフサイクル**：AIソリューションの新規導入では、導入のライフサイクル全体にわたる複数の段階での管理が必要です。新しいソリューションやユースケースの検討に当たっては、進んでとらうとは考えないリスクを特定し、適切なエスカレーション・承認制度を整備するためにAI原則に照らしてリスク評価を行うべきです。この最初の評価への主要なインプットは、顧客との近接性、モデルの説明可能性、AIの自律性です。また経営陣が導入を進めるか否かについて明確な判断ができるよう情報を収集する必要があります。構築段階および稼働開始前に、AI関連リスクの様々な領域について詳細なリスク評価を実施し統制の導入状況評価をしなければなりません。

**モニタリングと保証**：AIは、特に機械学習が用いられている場合は動的なモデルであり、時間の経過とともに大きな変化を遂げる可能性があります。モデルが目的に適合し、期待通りに機能することを期すため、モデルのパフォーマンスの調査、分析、報告のプロセスを定める必要があります。土台となるプラットフォームのレジリエンスについても配慮が必要です。特に自社の以前のプロセスに関する知識が失われていくため、定期的な業務継続性テストを行う必要があります。最後に強固なテストプログラムを開発し、定期的の実施し、AI関連リスクと統制に関する包括的なフレームワークにより補強しなければなりません。



規制上のライセンスと  
社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの  
利用

人工知能(AI)

金融包摂(Financial  
Inclusion)

ESGを理解し、  
統合する

お問い合わせ先

# 金融包摂 (Financial Inclusion) – 金融サービスの民主化

金融包摂とは、信頼に足る安価でアクセス可能な金融商品・サービスを提供することで、金融システムへのアクセスを拡大することです。これは多様なニーズに適した幅広い金融商品・サービスに個人や中小企業がアクセスできること、と広く理解するべきです。



- 2020年は全ての人が銀行口座を利用できるまでに金融アクセスを拡大するというG20の意欲的な10年計画の最終年です。しかし世界全体では17億もの成人が依然として銀行口座を保有していません。
- 銀行口座を保有していない人の割合が世界で最も高い3カ国はアジア太平洋地域にあります。中国(13%、2億2500万人)、インド(11%、1億9000万人)、インドネシア(6%、9600万人)です。アンバンクド(銀行口座のない)、または、アンダーバンクド(銀行サービスを利用できない)個人の市場規模も同様に大きく、アジア太平洋地域の市場規模は個人と企業を合わせて、550億米ドルから1150億米ドルと推定されています。
- 規制当局は以前から金融包摂に関心を寄せていました。金融危機後の規制改革に関する2012年の世界銀行の調査では規制当局の67%が金融包摂を明確な使命であると考えていることが明らかになりました。最近の動向としては、当地域でのデジタルバンキング体制の展開やデータ管理・分析に対する調査の厳格化などが挙げられます。



- 通常、金融包摂の取り組みから最も恩恵を受けるのは既に不安定な状況にある人々ですが、不安定な状況にある集団は背景や国により異なります。
- この領域では従来とは異なる新しい企業が独自に、あるいは既存の、および/または伝統的な企業と連携して事業を展開しています。



規制上のライセンスと  
社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの  
利用

人工知能 (AI)

金融包摂 (Financial  
Inclusion)

ESGを理解し、  
統合する

お問い合わせ先



# 金融包摂 (Financial Inclusion) – アジア太平洋地域の各国の見解

アジア太平洋地域全域で政府や規制当局は取り組むべき課題のリストに金融包摂を加えています。そのアプローチ、自国民のニーズ、望まれる成果は様々です。



## 中国

- 銀行口座を保有していない世界人口の13% (2億2500万人)
- 2016年のデジタル決済取引額は、17兆9300億米ドル。2018年には、41兆5100億米ドルに増加

中国政府は積極的に金融包摂に取り組んでおり、特に、テクノロジーの活用に重点を置いている。



### 金融包摂を可能にするテクノロジー:

WePay、Alipayなどの、銀行ではない、デジタル決済プラットフォーム



## 日本

- 日本人の平均寿命は、2017年で84.2歳
- 人口の2.3%が認知症であり、2037年までに、2.8%に増加する見込み

日本政府は特に、身体的精神的障がい者や高齢者を狙う詐欺行為が、金融包摂の障害となることを懸念している。



### 金融包摂を可能にするテクノロジー:

不正取引や誤りを検知するAI



## シンガポール

- 2018年には、5億シンガポールドルがフィンテックに投資された
- 31のフィンテック協力協定

シンガポール政府のイニシアティブの焦点は、フィンテック活用による、自国の金融サービスの多様化、および、世界各地での金融包摂の向上である。



### 金融包摂を可能にするテクノロジー:

現在金融サービスを十分に受けられない個人が利用できる仮想銀行



## インド

- 銀行口座を保有していない世界人口の11% (1億9000万人)
- 居住者の90%が、アドハー (Aadhaar) 生体認証番号を保有

インド政府は、各世帯が少なくとも1つの銀行口座を保有できるようにすることで、金融リテラシーの向上に注力している。



### 金融包摂を可能にするテクノロジー:

本人確認および認証のデジタル技術に投資が行われ、電子的顧客本人確認 (eKYC) などのツールによる登録手続きが改善

規制上のライセンスと社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの利用

人工知能 (AI)

金融包摂 (Financial Inclusion)

ESGを理解し、統合する

お問い合わせ先

# 金融包摂 (Financial Inclusion) – 結論

金融システムへのアクセス拡大には新たなリスクが伴います。このリスクを理解し、管理する必要があります。



## マネーロンダリング防止、贈収賄・腐敗行為防止、テロ資金供与防止：

アンバンクド(銀行口座のない)顧客およびアンダーバンクド(銀行サービスを受けられない)顧客にサービスを提供する際、本人確認および認証の要件を満たすことは容易ではありません。もし遺漏があれば、金融機関が規制リスクや評判リスクにさらされかねません。また、アンバンクド顧客およびアンダーバンクド顧客が非公式な手段で金融取引を行えば、マネーロンダリング、腐敗行為、テロ資金供与に関する懸念がさらに高まることになります。



## 信用供与の難しさ：

一般に、金融サービスから排除されてきた顧客は、正式な融資履歴がほとんどなく(「融資書類ファイルが薄い」)、過去にクレジット商品を利用したことがない可能性もあります。企業にとってはこのような顧客の信用力を評価するのは難しいため、新しい顧客がクレジット商品を利用する機会を不必要に妨げる可能性があります。



## 顧客にとっての新たなリスク：

新しい顧客は金融知識が十分に備っていない、あるいは経済的損失を被ってもその影響を低減する手段のない可能性があります。そのため、従来十分なサービスの利用ができなかった人々にサービスを提供する際には、予想外の事態が発生する可能性を理解し、リスクを軽減することが一層重要になります。



## 構造的制約：

このような新しいタイプの顧客への理解が十分ではないことが多く、利用可能なデータも限られているため、そうした顧客に適切な商品を生設計、提供することは容易ではありません。また、金融サービスが従来利用してきた流通チャネルでは十分ではないことも考えられます。



## テクノロジーリスク：

企業は自社のデジタル戦略が顧客のニーズに必ず適合するよう、慎重に検討すべきです。場合によっては、特に高齢の顧客や金融知識が十分ではない顧客の場合、ソリューション提供の際に、テクノロジーの利用と人による対応とのバランスをとる必要があるでしょう。また、新技術を利用するソリューションは、技術的側面(どのように構築されたか)と目的の側面(構築された目的は何か)の双方の観点から、規制当局に説明できるものでなければなりません。金融包摂関連商品に必要な新技術への投資では常に、不安定な状況にある顧客にサービスを提供する際の既存リスクに加え、テクノロジー関連リスクも伴います。



## 留意すべき重要事項

企業は自社の目的を明確にし、その目的を中核的戦略と整合させ、規制当局の期待事項を考慮したうえで計画を作成しなければなりません。そのためには顧客セグメントを特定し優先することが必要です。さらに、企業が新しいモデルを実行する際には、アンバンクド顧客およびアンダーバンクド顧客が金融システムに加わる時に必要な行動変化も考慮する必要があります。

規制上のライセンスと  
社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの  
利用

人工知能 (AI)

金融包摂 (Financial  
Inclusion)

ESGを理解し、  
統合する

お問い合わせ先

# ESGを理解し、統合する – ESGとは？

ESGへの取り組みを通常業務に統合することは、「正しい行動」であるだけでなく、企業のビジネス価値の重要な要素でもあり、と考えられるようになってきました。

ESGへの配慮とは、次のように定義できます：

- **環境** – 排出、廃棄物、エネルギーや水資源の利用などの、物理的環境への影響および資源消費
- **社会** – 健康や安全、労働の権利、ダイバーシティやインクルージョンなどの、社会や共同体の課題
- **ガバナンス** – スチュワードシップ、説明責任、成果管理などの、包括的管理手続きおよびシステム



ESGのエコシステムのプレイヤー

世界的にも、アジア太平洋地域でも、規制当局はESGのE（環境）に関心を強めています。

これは、特に、アジア太平洋地域に当てはまります。国際通貨基金は、2018年には、世界の自然災害の50%がアジア太平洋地域で発生したと指摘しています。これらの災害により、5千万人が影響を受け、被害額は568億米ドルに上りました。



**ESGインテグレーション**とは、事業会社や金融機関が、上記の概念を自社の組織やリスク管理プロセスに取り入れ、数値化し、根付かせていくことです。

**ESG統合投資**とは、金融機関が、報告されたESGデータを投資・資本配分決定に取り入れ、数値化し、根付かせていくことです。

**ESG報告**とは、企業や、金融機関（実施数が増加しています）が、サステナビリティレポートや指標を通して、これらの取り組みを伝えることです。

規制上のライセンスと社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの利用

人工知能 (AI)

金融包摂 (Financial Inclusion)

ESGを理解し、統合する

お問い合わせ先

# ESGを理解し、統合する – 気候変動リスク、ストレステスト、開示

多くの証券取引所や企業規制当局が一定規模以上の売上げのある上場企業に ESG実施状況報告を課しています。しかしこの状況も変わりつつあります。金融機関がESGをリスク管理プロセスの中で統合し開示する方法を改善するための、超国家レベルの重要かつ協調的な活動がなされています。

## グローバルな企業報告基準

	グローバル・レポートング・イニシアティブ(GRI)	サステナビリティ会計基準審議会 (SASB)	国際統合報告評議会 (IIRC)	気候変動関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)
設立年	1997年	2011年	2011年	2015年
アプローチ	特定の測定指標および開示	特定の測定指標および開示	プリンシプル・ベース	プリンシプル・ベース
主要提携機関	国連環境計画(UNEP)	財務会計基準審議会(米国)	英国政府	金融安定理事会(FSB)
対象	ステークホルダー	投資家	投資家	ステークホルダー

GRIおよびSASBが最大のフレームワークであり、協力プログラムを発表している。このプログラムにはTCFDも参加予定。欧州の一部の法域ではESG開示には独立監査人による監査が必要だが、アジア太平洋地域では必要はない。

上記の多様な世界基準に加えて、アジア太平洋地域の各国・地域で、同様に多様なアプローチが取られています。企業のESG実施状況報告制度は、金融機関が将来ESG関連報告をいかにしてリスク管理に統合するかを示唆するものです。



### 金融業界の気候変動関連リスクを軽減する

金融規制当局は金融機関がESGをリスク管理に統合すれば急激な市場ショックに対するレジリエンスが向上し、結果として金融市場全体の長期的なレジリエンスと安定性が確保できる、と考えているようです。これに関する金融規制当局による主要なグローバルフォーラムが、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)です。その目標は金融システムにおける気候変動リスクへの対応を進め、パリ協定の目標達成に向けて金融セクターの取り組みを強化することです。

NGFSの提言が最終的には規制対象企業が遵守すべき要件に形を変えていくことは明らかです。実際、アジア太平洋地域でもNGFSの取り組みの影響を目にすることができます。例えばMASは、金融機関による開示や環境リスク管理の履行を世界的に進めるために、NGFSおよび持続可能な保険フォーラムの取り組みに具体的に言及しています。これに関連して、MASは銀行、保険、資産運用セクターに向けて、ガバナンス、リスク管理、開示の基準を示す環境リスク管理ガイドラインを公表予定です。ガイドラインに関するコンサルテーションペーパーは、2020年初頭の公表見込みです。

規制上のライセンスと社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの利用

人工知能(AI)

金融包摂(Financial Inclusion)

ESGを理解し、統合する

お問い合わせ先

# ESGを理解し、統合する – 結論

アジア太平洋地域の金融規制当局は、金融機関を対象とするESG報告要件を取り入れ始めています。ESGを自社の中核的ビジネスモデル、提供商品・サービス、リスク管理プロセスに完全に統合し、一層厳格な要件に備えることが金融機関にとって重要な課題といえるでしょう。

## 留意すべき重要事項

- ESGに関する現行の方針、手続き、実務を見直す。これは同時に、人員がESGの取り組みを実施するに当たっての現在の能力を検証することにもなります。
- 全社的にESGへの配慮が徹底されるよう、取締役会と経営陣のコミットメントを確保する。
- 自社が事業展開している法域すべての、報告・開示義務を明らかにする。企業として実施している現行の報告と、将来金融機関として実施することになる報告の相違を詳細に検討する必要があります。
- 自社で現在どのようなESGデータ・測定指標が利用可能か、また、もし欠落があればその部分を理解する。
- ESGの取り組みを通常業務およびリスク管理プロセスに完全に統合する。これは、非財務リスクに対するレジリエンスを高め、報告要件への対応を向上させるための必須事項です。
- 可能な限り、協働的取り組みに影響を与える、または参加するよう努める。現段階では、アジア太平洋地域はEUなどの地域と比較して、ESG報告への協働的アプローチの策定が進んでいません。当地域に特有のニーズに対応するには現地の金融監督当局と金融機関の積極的な参加が不可欠です。



規制上のライセンスと  
社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの  
利用

人工知能 (AI)

金融包摂 (Financial  
Inclusion)

ESGを理解し、  
統合する

お問い合わせ先

# Contact:

## Asia Pacific Centre for Regulatory Strategy (ACRS)

### Executive Sponsor



**Tony Wood**  
Executive Sponsor AP  
RA FSI Leader

Email: [tonywood@deloitte.com.hk](mailto:tonywood@deloitte.com.hk)

### Co-leads



**Nai Seng Wong**  
ACRS SEA Co-lead  
Executive Director  
SEA Regulatory  
Strategy Leader

Email: [nawong@deloitte.com](mailto:nawong@deloitte.com)



**Jessica Namad**  
ACRS China Co-lead  
Director, RA FSI

Email: [jnamad@deloitte.com.hk](mailto:jnamad@deloitte.com.hk)



**勝藤 史郎/Shiro Katsufuji**  
有限責任監査法人トーマツ  
リスクアドバイザー事業部  
リスク管理戦略センター ディレクター  
(ACRS Japan Co-lead  
Director, RA FSI)

Email: [shiro.katsufuji@tohmatu.co.jp](mailto:shiro.katsufuji@tohmatu.co.jp)

### Contributors



**Holly Long**  
Senior  
Consultant  
Coordinator

Email: [hollong@Deloitte.com.hk](mailto:hollong@Deloitte.com.hk)



**Siddharth Agarwala**  
Senior Consultant Contributor

Email: [siagarwala@deloitte.com](mailto:siagarwala@deloitte.com)



**Nicholas Ferguson**  
Senior Analyst Contributor

Email: [nferguson@deloitte.com.au](mailto:nferguson@deloitte.com.au)

規制上のライセンスと  
社会的ライセンス

国際的改革の進展

行為と文化

ガバナンス

プライバシーとデータの  
利用

人工知能 (AI)

金融包摂 (Financial  
Inclusion)

ESGを理解し、  
統合する

お問い合わせ先

# Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ



MAKING AN  
IMPACT THAT  
MATTERS  
*since 1845*

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または“Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じFortune Global 500®の8割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約286,000名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。



IS 669126 / ISO 27001